

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス内容、制度についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

島根労働局
(P 1～2)

島根県
(P 3)

島根県労働委員会
(P 4)

法テラス島根
(P 5)

島根県弁護士会
(P 6)

島根県社会保険
労務士会
(P 7)

～紛争解決制度を利用したい方～

島根県労働委員会
(P 4)

島根労働局
(P 1～2)

島根県社会保険
労務士会
(P 7)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

島根県内の簡易裁判所
(P 8)

松江地方裁判所
(P 8)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
島根労働局 雇用環境・均等室	<p>●島根労働局雇用環境・均等室</p> <p>松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5 階</p> <p>(電話) 0852-31-1161</p>	<p>相談</p>	<p>【制度概要】</p> <p>①民事上の個別労働紛争に係る相談 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についてのご相談を受け付けております。</p> <p>②セクハラ、マタハラ等均等法、育児・介護休業法等に係る相談 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関する相談を受け付けております。</p> <hr/> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p> <hr/> <p>【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けておりません。</p>
	<p>●島根労働局総合労働相談コーナー</p> <p>松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5 階</p> <p>(電話) 0852-20-7009</p>	<p>島根労働局長による助言・指導</p>	<p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、島根労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。</p>
	<p>【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス！</p>	<p>島根労働局長による紛争解決の援助</p>	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、島根労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。</p>
		<p>島根紛争調整委員会によるあっせん</p>	<p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、島根労働局長から委任を受けた島根紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんで申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
	<p>●島根労働局雇用 環境・均等室</p> <p>松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5 階</p> <p>(電話)0852-31-1161</p>	<p>島根紛争調整 委員会による 調停</p>	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、島根労働局長から委任を受けた島根紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。</p> <p>紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。</p> <p>非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p>
<p>労働基準監督署総合労働相談コーナー</p>			
	<p>●松江総合労働相談 コーナー 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 2 階 (松江労働基準監督署内) (電話)0852-31-1166</p> <p>●出雲総合労働相談 コーナー 出雲市塩冶善行町 13-3 出雲地方合同庁舎 4 階 (出雲労働基準監督署内) (電話)0853-21-1240</p> <p>●浜田総合労働相談 コーナー 浜田市田町 116-9 (浜田労働基準監督署内) (電話)0855-22-1840</p> <p>●益田総合労働相談 コーナー 益田市あけぼの東町 4-6 益田地方合同庁舎 3 階 (益田労働基準監督署内) (電話)0856-22-2351</p>	<p>民事上の個別 労働紛争に係る 情報提供・相談</p> <p>島根労働局長 による助言・ 指導</p> <p>島根紛争調整 委員会による あっせん</p>	<p>解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。 (セクハラ、マタハラ等均等法、育児・介護休業法等に係る個別事案に関する相談については、局雇用環境・均等室に取次ぎます。)</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p> <p>【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けておりません。</p> <p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、島根労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。</p> <p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、島根労働局長から委任を受けた島根紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 署コーナーにおいても、あっせん申請に関する相談を受け付けております。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">島根県 (雇用政策課)</p>	<p>●県庁労働相談 専用ダイヤル</p> <p>松江市殿町 1 番地</p> <p>(電話) 0852-22-6557</p>	<p style="text-align: center;">相談</p>	<p>【制度概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働相談員等が相談に応じます。 ・労働組合、賃金・退職金、労働時間など、労使関係諸問題について労使双方からの相談に応じます。 <p>(相談内容によって、関係機関の窓口を紹介しますので、ご了承ください。)</p>
			<p>【費用】</p> <p>無料。</p>
			<p>【相談方法及び日時】</p> <p>○電話又は面談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用ダイヤル 0852-22-6557 ・月・水・金曜日(原則) (祝祭日、年末年始は除く) ・8:30~17:15 <p>○Eメール(メールd e労働相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談の専用フォームを設けています。 (島根県ホームページから) http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/rodo_sodan/sodan/ <p style="text-align: center;"> <input type="text" value="島根県メールd e労働相談"/> <input type="button" value="検索"/> </p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつでもメールできます。 (回答には時間をいただきます)

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="text-align: center;">●島根県労働 委員会事務局</p> <p>松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎1階</p> <p>(電話)0852-22-5450</p> <p>【特長】 公(公益委員)・労(労働者委員)・使(使用者委員)の三者構成を活かした解決援助サービス！</p>	<p>相談</p>	<p>【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。</p> <hr/> <p>【費用】 無料</p> <hr/> <p>【相談方法】 面談又は電話により事務局職員が対応しますが、委員による相談利用も可能です。 Eメールも可 rodoi@pref.shimane.lg.jp</p> <hr/> <p>【相談日時】 電話による受付は月曜～金曜日(祝祭日、年末年始は除く) 8:30～17:15 委員による相談は第2, 4木曜日の 15:00～17:15</p>
		<p>個別労働関係 紛争あっせん</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター 島根地方事務所 (法テラス島根)	<p>●法テラス島根</p> <p>松江市南田町 60</p> <p>(電話) 0503383-5500</p> <p>(サポートダイヤル) 0570-078374</p> <p>(ホームページ) http://www.houterasu.or.jp/</p> <p>【特長】 労働問題等の 様々な法律トラ ブルに対応！</p>	情報提供	<p>【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。</p> <p>【費用】 無料（通話料は利用者負担）。</p> <p>【利用方法】 電話又は来所（来所の場合は予約必要）。</p> <p>【受付日時】 ●法テラス島根 月曜 13時～16時 火曜 9時～16時 水曜から金曜 9時～15時 (土日祝祭日休業) ●サポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 (日曜祝祭日休業)</p> <p>【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。 地方事務所においては消費生活専門相談員資格者など窓口対応専門職員による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となります。</p>
			民事法律扶助

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
島根県弁護士会	<p>●島根県弁護士会</p> <p>松江市母衣町 55-4 松江商工会議所ビル 7 階</p> <p>(電話)0852-21-3450</p> <p>(ホームページ) http://www.shimaben.com/</p> <p>●島根県弁護士会 松江・出雲・隠岐 法律相談センター (予約電話)0852-21-3450</p> <p>●島根県弁護士会 石見法律相談セン ター (予約電話)0855-22-4514</p>	<p>法律相談</p> <p>松江・出雲・隠岐 法律相談センタ ー（原則有料）</p> <p>石見法律相談セ ンター（原則無 料）</p>	<p>【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブ ル、借地・借家、金銭消費貸借、 相続、離婚、交通事故、クレジッ ト・サラ金、商工ローン、刑事事 件、その他の法的トラブルについ て相談をお受けします。</p> <p>【費用】 松江・出雲・隠岐法律相談セン ター 相談料 30分 5,000円（税込）</p> <p>【相談日時】 松江、出雲法律相談センター 毎週火曜日 午後4時～6時45分 隠岐法律相談センター 毎月1回（原則金曜日） 午後1時～2時30分 石見法律相談センター 毎週金曜日 午前10時～正午 午後 1時～4時 ※上記他、大田、益田で石見法律 相談センター定例相談会有。詳細 は石見法律相談センターへお問 い合わせください。</p>
	<p>●島根県弁護士会 石見法律相談セン ター (予約電話)0855-22-4514</p>	<p>無料法律 相談</p>	<p>【サービス概要】 多重債務相談、交通事故相談に ついては、弁護士会が無料で相談 を実施しています。場所、時間等 について制約があり、事前に予約 が必要ですので、詳細は島根県弁 護士会にご確認ください。</p>
	<p>【特長】 弁護士が法律問題に 関する相談に対応し ます。</p>	<p>無料電話法律相 談 （高齢者・障がい 者のための弁護 士無料電話法律 相談）</p>	<p>【サービス概要】 高齢の方（おおむね65歳以 上）、障がいのある方（手帳の有無 は問いません）に関する法的問題 一般に、弁護士が電話で相談に応 じます。ご本人及び、ご本人のご 家族・支援者からの相談もお受け します</p> <p>【相談日時】 相談専用電話番号 フリーダイヤル 0120-448-110 毎週火曜日 午後1時30分～4時</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
島根県社会保険労務士会	<p>●島根県社会保険 労務士会</p> <p>松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6階</p> <p>(電話)0852-26-0402</p> <p>(営業時間) 9:00~17:00 (※月~金。祝日・年末 年始を除く)</p> <p>(ホームページ) http://www.shima-roumu.or.jp/</p>	総合労働相談	<p>【サービス内容】 労働時間、休日・休暇、解雇、賃金、セクハラ・パワハラ、人事、配置転換、労働契約、個別的な労使間のトラブル、労働災害等、労使双方からのご相談に社会保険労務士がお答えします。 ご相談の内容の秘密は厳守致します。お気軽にご利用ください。</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【開催日時・場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日時：随時（要予約） 場所：島根県社会保険労務士会（事務局。住所は左記の通り） <p>※ ご相談は面談にて行います。 電話でのご予約をお願い致します。</p> <p>※ 電話相談は行っておりません。 どうぞご了承ください。</p>
	<p>●社労士会労働紛争解決センター 島根 (島根県社会保険 労務士会内)</p> <p>(電話)0852-26-0402</p> <p>【特長】 労働関係諸法令の 専門家としての 強みを発揮！</p>	労働紛争解決 センターに よるあっせん	<p>【制度概要】 労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士（あっせん委員）が、職場のトラブルの当事者（労働者・事業主）双方の言い分を聴くなどしながら、「あっせん」という手続により、話し合いによって、簡易、迅速、低廉に、円満解決を図ります。 あっせんの内容の秘密は厳守致します。お気軽にご利用ください。</p> <p>※ 個々の労働者と事業主との間の紛争が「あっせん」の対象となります。 具体的には、退職、解雇、雇止め、配転・出向、労働条件の不利益変更、賃金不払い、セクハラ・パワハラ等の紛争です。</p> <p>【費用】 無料（※平成28年9月30日までの期間限定です。通常の期間の申し立ての費用は1件あたり10,000円（税抜）です）</p> <p>【あっせんの日時・場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日時：原則として、毎週水曜日と毎月第2土曜日の午前10時から午後5時までのうちご希望の時間に行います。 場所：センターが借用した専用の個室で行います（非公開で秘密を守るためです）。 <p>※ 詳細は、センターへご照会頂くか、島根県社会保険労務士会のホームページをご確認ください。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度
裁 判 所	<p>【地方裁判所】</p> <p>●松江地方裁判所民事部 （住所）松江市母衣町 6 8 番地 （電話）0852-35-5204</p> <p>●松江地方裁判所出雲支部 （住所）出雲市今市町 797 番地 2 （電話）0853-21-2114</p> <p>●松江地方裁判所浜田支部 （住所）浜田市殿町 980 番地 （電話）0855-22-0678</p> <p>●松江地方裁判所益田支部 （住所）益田市幸町 6 番 60 号 （電話）0856-22-0365</p> <p>●松江地方裁判所西郷支部 （住所）隠岐郡隠岐の島町港町指向 5 番地 1 （電話）08512-2-0005</p> <p>【簡易裁判所】</p> <p>●松江簡易裁判所 （住所）松江市母衣町 68 番地 （電話）0852-23-1757</p> <p>●出雲簡易裁判所 （住所）出雲市今市町 797 番地 2 （電話）0853-21-2114</p> <p>●浜田簡易裁判所 （住所）浜田市殿町 980 番地 （電話）0855-22-0678</p> <p>●益田簡易裁判所 （住所）益田市幸町 6 番 60 号 （電話）0856-22-0365</p> <p>●西郷簡易裁判所 （住所）隠岐郡隠岐の島町港町指向 5 番地 1 （電話）08512-2-0005</p> <p>●雲南簡易裁判所 （住所）雲南市木次町木次 980 番地 （電話）0854-42-0275</p> <p>●川本簡易裁判所 （住所）邑智郡川本町大字川本 340 番地 （電話）0855-72-0045</p>	<p>【各手続の概要】</p> <p>● 民事調停手続（簡易裁判所） 調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員 2 名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分 1 人でも手続を行うことができます。</p> <p>● 少額訴訟手続（簡易裁判所） 原則として 1 回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60 万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。 事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分 1 人でも手続を行うことができます。</p> <p>● 労働審判手続（地方裁判所） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員 2 名が労働審判委員会を構成し、原則として 3 回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。</p> <p>● 民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が 140 万円以下の場合には簡易裁判所、140 万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。</p>
	<p>【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。</p>	
	<p>【ご注意】 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。制度によって管轄が異なります。</p>	

